

近世の村と寺

— 紀伊国伊都郡境原村を事例として —

渡辺尚志

はじめに

一 一七世紀の小峯寺と堂座

二 一八世紀前半の村と寺

おわりに

論文要旨

本稿は、紀伊国伊都郡境原村と同村の小峯寺・東光寺を事例に、一七世紀半ばから一八世紀半ばにかけての近世村落と寺院の關係について考察したものである。その際、近世社会を諸社会集団の重層と複合として把握した社会集団論の視角を取り入れた。すなわち、村と寺の問題を、村（百姓）の視点からだけでなく、寺（住職）の側にも身を置きつつ、複眼的に考察してみた。

その結果、①幕藩領主の本末制度整備を主体的に利用して、本寺に接近することにより、村方（堂座）から自立しようとする小峯寺住職、②村方を権的に代表して住職と対立しつつ、次第に一般村民から離反され、地士身分獲得にも失敗して衰退していく堂座、③一七世紀の堂座に代表される受動的な存在から脱却し、一八世紀前半には発言力を強めていく一般村民、という各層の動向を明らかにした。

はじめに

本稿は、紀伊国伊都郡境原村（現和歌山県橋本市）を事例に、一七世紀半ばから一八世紀半ばにかけての近世村落と寺院の関係について考察しようとするものである。近世村落における寺院の問題に関しては、既に竹田聰洲氏の一連のすぐれた著作がある。⁽¹⁾ また、これまでの宮座研究は、その一環として寺座（堂座）についても触れており、⁽²⁾ そこからも学ぶ点が多い。さらに本稿は、一九八四年度歴史学研究会大会近世史部会において提起された社会集団論から多くを学んでいる。⁽³⁾ 社会集団論は、諸社会集団の重層と複合として近世の全体社会を把握すべきことを主張したもので、重層とは、村々が組合村を形成したり、町々が組合町をつくったりというように、基礎的な社会集団が二次的・三次的に集団を形成していくような関係であり、複合とは、百姓の共同体と職人・宗教者の集団のような異種の社会集団間の交流・関係の側面である。そして、現在までの村落史研究においては、組合村研究のような重層に着目した研究が多いのに対して、複合を扱った研究は少ないといえる。そこで、本稿では村と寺の問題を、村（百姓）の視点からだけでなく、寺（住職）の側にも身を置きつつ複眼的に考察してみたい。

本稿で分析対象とする境原村は、大和・河内両国との国境地帯にあり、中世には隅田庄に属し、近世には和歌山藩領、村高は慶安四（一六五二）年一五八石一斗余、天保一〇（一八三九）年一七六石余、家数・人口は、

慶安四年二九軒、一一八人、天保一〇年四七軒、一五九人であった。村内には、東谷川沿岸の本郷という中心的集落と、湯屋谷川沿いの「いらの谷」という二つの集落があった。また、村民は役家と無役人という身分階層に分かれており、慶長六（一六〇二）年には家数二六軒のうち庄屋一軒、役家一三軒であった。村内には、小峯寺と東光寺というともに真言宗の寺があり、四軒の家が「堂座」として両寺の運営を中心的・特権的に担っていた。

本稿で使う史料は境原村の葛原家文書である。同家は中世には隅田党（隅田荘における在地領主層の結合体）の有力メンバーたる在地領主で、中世文書を多数伝えていることで有名であり、それをういた研究も多い。⁽⁴⁾ しかし、同家の近世文書についてはほとんど研究されておらず、埴岡真弓氏が本稿とも重なる問題関心から部分的に検討しているのが唯一の成果である。埴岡氏は、中世の境原村において、東光寺の前身たる薬師堂に堂座が存在したこと、葛原氏が薬師堂の院主職を世襲していたこと、などを指摘している。同家は、近世には堂座の構成員であった。

それでは以下、第一章で一七世紀後半の動向を、第二章で一八世紀前半の動向を検討したい。

一 一七世紀の小峯寺と堂座

境原村

村 中

(一) 一七世紀の動向

近世における境原村の堂座に関する史料の初見は、次に掲げる明暦四
(一六五八)年のものである。

史料⁽⁶⁾₁

(端裏書)

「 一札之事 写し 」

一 小ミねのくわんのんあとノ月九日^ニうせ申候お見付申時、別当座の
四人のしふの内にとうのかき御しはい被成候四人のしふの内^ニか
ぎ御持被成候しふうさんのよし申候よし同月廿六日^ニよしのより
御帰りのうへ^ハをんな子ともとも申事御かんにん被成忝奉存候以
上。

明暦四年

いぬの二月五日

境原村

弥右衛門

伊右衛門

新右衛門

市右衛門

次右衛門

庄兵衛殿

同

助左衛門殿

同

与左衛門殿

同

喜右衛門殿

この史料から、明暦四年に小峯寺の本尊観音像が一時紛失するという騒ぎがあった際、村住民のなかに本堂の鍵を管理する「別当座」四人のうち当時鍵をもっていた者が怪しいという声があがり、そのことを村人たちが「別当座」四人に詫びていることがわかる。ここにいう「別当座」が堂座のことであり(「俗別当」ともいう)、当時は庄兵衛・助左衛門(葛原家)・与左衛門・喜右衛門の四人が構成メンバーだったのである。

後掲史料4などによれば、毎年正月九日に本堂で「国家安全之修正法」を行う際、「別当座」四人が本堂に座を占めて中心的な役割を務めるときに、時代は下るが、寛延三(一七五〇)年以降の作成と推定される史料⁽⁷⁾には、古来より六人の別当座の者が本堂の鍵を所持し、境内や山林の番を順番に務めていたが、その後四人に減少したこと、「中古」より堂座メンバーと村方の双方の氏寺として小峯寺を崇敬してきたこと、が記され

ている。

次いで、寛文一〇(一六七〇)年には、小峯寺に関して次の史料が作成された。

史料⁽⁸⁾2

(端裏貼札)

「明治七年戌八月入 葛原孫市」

(端裏書)

「上ひかへ」

覚

一伊都郡境原村小峯寺と申、往古より御座候。何之比より御座候も存知たるもの無御座候。三百年斗も以前、瓦葺御座候由、其比葺葺立直し申由て、尔今三間、四間之堂御座候。寺、四拾四五年以前、退転仕候。無御座候。其迄、村中より高野出家、雇居置養申候得共、村中もよわり申付破損口繕も成不申候付、住持居置申事も不得仕候。山伏之行所、御座候得共山伏之方より住寺居置申たる儀も覚不申候。今程、無住御座候。然所、慶賀野村与兵衛弟坊主玄信と申僧自分破損繕仕香花勤行可仕候間、御断申上ケ申請くれ候様被申付、幸之儀と奉存右之玄信居置申度と申上御事候、以上。

境原村庄や

寛文拾年戌卯月

庄兵衛

同 年寄

兵衛

史料2は宛所が欠けているが、内容から和歌山藩に宛てたものと思われる。史料2と後掲史料4の内容を合わせ考えると、以下の諸点がわかる。①小峯寺は三〇〇年以上の歴史をもつ古寺であったが、次第に衰退に向かった。一七世紀初頭頃には村中で伊都郡細川村出身の宗清という僧を住職に雇い、粗末な建物を与えていた。しかし村方衰微のため建物の修繕もできなくなったので、一六二〇年代半ば以降無住となつてしまった。②小峯寺は山伏の修行所だったが、山伏たちの方で住職を置いたということはない。③しかるに、この度伊都郡慶賀野村出身の玄信(政範)という僧が、自力で建物の破損箇所を修復するので、自分を一代限り住職にしてくれるよう村方に願い入れてきた。そこで堂座メンバーや村方でもこれ幸いと考えて、和歌山藩にその旨を願い出た。

小峯寺は、「紀伊統風土記」卷之四十六によれば、中世には寺中に五坊(六カ寺ともいう)があったが、天正年間の兵火で堂舎旧記など悉く焼失したという。さらに、元禄九(一六九六)年の「一寺社御改書上ケ帳」には、寺中の五カ寺は「慶長六年浅野出羽守殿御檢地之時分退転仕候。夫迄、近在々寄進田多ク御座候処、御檢地之刻在々寄進田へ御竿入申付、其時分方々之田地捨り申候。其節右五ヶ寺退転致候よし申伝候。是以近辺村々字小峯田と有之田地多ク御座候」と記されており、天正の兵火に加えて、慶長年間和歌山に入市した浅野長政の太閤檢地によって寺運が急速に衰えたことがわかる。

また、元禄一二(一六九九)年の作成だと思われる史料⁽¹¹⁾によると、寛文一〇年時の経過は次のようであった。先例では、後任の住職を決める

際には村から藩に願ひ出ることになつていたが、政範は「高野下山之僧」(高野山で修行を積んだりつばな僧ということであろう)なので、政範から直接藩の許可を得たうえで、村からも願ひ出るといふ手順を踏んだ。

史料2に關連して、二年後の寛文一二年に作成された次の史料がある。史料3⁽¹³⁾

小峯寺^著 雖為旧跡年久令中絶候。然処政範近年粗企再興徴功候。随^而此寺徒往古御直末寺之由申伝候。依之遂先蹤今度競望之事令披露候。仍執達如件。 惣法務宮御気色之所也。

寛文拾貳年三月朔日

奉判

紀伊国伊都郡

宝雲山

小峯寺政範御房

史料3の作成者は後にみるところから仁和寺であるが、この史料から、長年無住となつていた小峯寺を政範が再興したこと、政範が仁和寺に願ひ出て小峯寺が仁和寺の直末寺であるとの承認をえたこと、がわかる。

仁和寺は、京都にある真言宗の門跡寺院で、所在地の地名をとつて「御室」と呼ばれた。この願ひ出は新地本末の改めが契機であり、このとき小峯寺は下相賀庄五カ寺の本寺となつた。⁽¹⁴⁾

(二) 元禄一二(一六九九)年の一件

政範の代の動向は、堂座側からは次のように述べられている。仁和寺の直末寺になつて以降寺は繁栄し、政範は自己の才覚をもつて仁和寺に取り入り、小峯寺を「永々資師相承之自門」(代々自分の弟子に寺の住職を継承させていくこと)にしようとしたため、堂座・村方と対立した。⁽¹⁵⁾ この対立が明確に現れたのが、次にみる政範の後任をめぐる一件である。

元禄一二年正月に、政範は七〇余の高齡を理由に、小峯寺の住持職を直弟子の女信阿闍梨政典(大和国葛城郡東佐味村―現奈良県御所市―出身)に譲りたい旨を和歌山藩の寺社奉行所に願ひ出ている。その際、政範は、願ひが許可されれば、政典に「拙僧一流一生一伝秘法」を伝授したいと述べている。

しかし、政範の願ひには、すぐに村方から強い反対がおこつた。それを示す史料を、次に掲げよう。

史料4⁽¹⁶⁾

(端裏書)

「御公儀様へ指上ケ申候控也。御公義様と、郡御奉行衆事也。」

覚

一伊都郡境原村小峯寺本堂ノ本尊、観音、別当四人寺中六坊之地^二候得共、致零落同郡細川村宗清と申僧麁相成一寺^二住持動させ申候。其以後少之間住持中絶仕有之候^二付、河州観心寺と寺取立

可申候間我々、預ケ給候様と申来候付、御公儀様、窺申候へ共御赦免無之候。就其当郡慶賀野村氏人政範と申僧一生之間預り度と被申候付、一生之内住寺遣し置申候。

一右政範年罷寄被申候付弟子玄信と申僧後住仕度由此方へ相談被申候。其段、其方之弟子後住仕候得、永代持之様罷成候間、玄信房方より一代持之証文此方へ被相渡候、玄信儀、和州之仁候へ、其方之案紙を直シ我々判形仕御願指上ケ可申と申候所、当住我物之様被申候段我々存も不寄儀御座候。

一例年正月九日於本堂国家安全之修正法行申節も別当四人堂座仕勤申候。其上本堂之修理等尔今至我々手前勤申候。寺普請之節も人夫等村口出し申候。

右之通委細、寺社御改帳指上ケ御座候。小峯寺、御室末寺御座候付、政範御室様取入居申候故我々申事御座候。

元禄十二年己ノ

境原村庄や

卯ノ二月

喜兵衛

同村肝煎

文右衛門

同村

藤兵衛

同村

助左衛門

同

脇太兵衛殿

与二兵衛

同

村中

史料5⁽¹⁷⁾

境原村宝雲山小峯寺、本堂境内共往古より別当座四人支配ノ証、一本堂之内陣外陣之輪四人之内、尔今至所持仕候。

一本堂修理田三畝斗、境内之中、御座候。尔今至四人之中、支配致シ本

堂之修理料仕居申候。一当住居置候以後本堂之やね破損繕両度仕候入用銀、四人之別当座

より修理料田米仕居申候。下作預ケ米算用帳、山之四方書杯も御座候御事。

右之通少も偽無御座候、以上。

境原村

元禄十二年

喜兵衛

卯ノ二月

同

藤兵衛

同

助左衛門

同

与二兵衛

東家大庄や

脇太兵衛殿

史料4は、境原村の村役人・堂座メンバー・「村中」が東家村在住の大庄屋脇太兵衛に差し出したもので、史料4と関連史料から以下の点を指摘できる。①村方が反対するのは、政範が小峯寺を我が物のように心得ていることに我慢がならないからである。政範が自分の弟子に住持職を譲ったのでは、小峯寺が政範門下の「永代持」のようになってしまおうので、村方としては、どうしても政典に住持職を譲りたいなら、政典から村方に住持職は自分一代限りである旨の証文を提出するよう要求している。②村方では、政範が我意を張るのは、彼が仁和寺に取り入っていることと、彼が住持職になる際直接藩に願ひ出て許可を得ていることによると認識している。実際、政範は、今回も自分が住持職になった時のやり方を踏襲して、直接藩に願ひ出ている。¹⁸③史料5と比較すると、この時点の堂座メンバーは、喜兵衛・藤兵衛・助左衛門（葛原家）・与二兵衛の四人で、喜兵衛は庄屋だが、残る三人は村役人ではなく、肝煎は堂座メンバー以外の者が務めている。

また、史料5では、堂座メンバーの小峯寺支配の証左として、①本堂の鍵の管理、②本堂修理田三畝余の管理と、そこからとれる米を使っての本堂の修繕、などがあげられている。

その後元禄一二年三月に、藩の郡奉行所から、庄屋・肝煎・政範・堂座メンバー連名で、大庄屋に、政典を後住にしたい旨願ひ出るよう和解案が示されて、その線で解決が図られ、同月政典が後住に決定した。

これで一件は一応解決したものの、この解決法は、後住決定のイニシ

アタイプが村にあるか現任職にあるかをはつきりさせない曖昧なものであったため、後に紛争再燃の火種を残した。

最後に、圭室文雄氏の仕事¹⁹によって、一七世紀における住職人事についての幕府の方針を瞥見しておこう。一七世紀初頭以降末寺の住職任命は本寺の専決事項であったが、寛文五年の老中連署「条々」で、有力な開基者により建てられた寺院の住職は、その開基檀那の意向に従って決定すべきこととされた。ここで末寺の住職は本寺が任命するという大原則が崩れたのであり、以後は住職任命にあたって本寺・末寺・檀家それぞれの思惑が対立する可能性が拡大したと思われる。まさにこうした転換期に、小峯寺に住職が再定置されたのであった。

二 一八世紀前半の村と寺

(一) 宝永期の状況

宝永四（一七〇七）年には、小峯寺と葛原孫市との争論がおこった。孫市とは元禄一二年時点での堂座メンバー助左衛門の子で、同じく堂座メンバーの藤兵衛の甥にあたる。彼は元禄六（一六九三）年生まれで、宝永四年には数え年で一五歳、助左衛門が宝永元年に三二歳で死去した後、若くして葛原家を継いでいた。

この一件での小峯寺の主張は、次のとおりである。①小峯寺は「国家豊饒之御願寺御赦免地」である。②小峯寺持の山の麓に孫市の新田があ

り、孫市の下作人市右衛門が新田の畔に接する山の草を芻るのを見逃していたが、宝永三年には小峯寺の山をさんざんに芻り荒らした。今後は畔苜をもしないよう、藩から孫市に命じてほしい。③小峯寺持の山の谷あい池が二つあり、池床料米として毎年六升ずつ孫市から小峯寺に納めてきた。⁽²⁰⁾

これに対する孫市の反論は、以下のようである。①小峯寺の境内は俗別当四人が支配してきた。②孫市所持の新田と小峯寺持の山とは境界を接しておらず、五〇メートル以上も離れている。また、小峯寺の山をさんざんに芻り荒らしたというのも事実に反する。③二つの池の池床料米を孫市から小峯寺に納めてきたというのも偽りで、これらの池は葛原家が築造したものである。住持の玄信（政典）は近年小峯寺に入った者で、山境などはよく知らないはずである。⁽²¹⁾

そして、孫市の返答書には叔父の藤兵衛（孫左衛門）も連署しており、この一件も堂座衆と小峯寺住持の対立という性格を有している。

この一件は、翌宝永五年閏正月に、二つの池の池床料米として毎年六升ずつを孫市から小峯寺に渡すことで内済した。⁽²²⁾山の帰属がどう決着したかは明確でないが、池が小峯寺の所有に帰した以上、山も小峯寺持とされたのではなからうか。元禄一二年の住職後任問題に端を発した堂座メンバーと小峯寺住職との対立は、宝永四年に至って山や池の所有権争いへと展開したのである。小峯寺にとっては、堂座に寺の財政を押えられていた状態から脱却して独自の財政基盤を確立することが、堂座に対する発言力強化のためには必要であり、この一件をおこした小峯寺側の

意図はそこにあつたと推測される。そして、この意図は実現したのである。

次に、他の史料から政典の代の動向をみておこう。寛延三年以降の作成と推定される史料には次のように述べられている。政典の代までは、正月九日の修正会の時には、堂座メンバーが末寺五カ寺の僧と共に本堂に詰めて法事に参加し、その後寺で食事をしてきた。それが、政典の代になると、政典と村方が不和になったため、寺での食事をやめて、毎年順番に堂座メンバーの家で食事をするようになった。

政典も政典同様仁和寺寄りの姿勢は変わらなかつたものとみえ、宝永六（一七〇九）年に末寺五カ寺および末寺のある村々との間で争論になっている。⁽²⁴⁾末寺五カ寺とは、境原村東光寺・細川上村阿弥陀寺・細川下村不動寺・慶賀野村大福寺・柱本村極楽寺である。この時の争点は、小峯寺が仁和寺に対して務める年礼の費用負担方法にあり、結局以後は年礼入用として前年一二月に五カ寺から銀二枚ずつ小峯寺に渡すことで落着いた。

この争論の本質は、本寺仁和寺との関係を深めようとする小峯寺と、そのための負担増に反発する末寺・村々との対立であつたと思われる。仁和寺との関係強化のためには出費の増加は避けられず、それは結局は末寺、さらには末寺のある村々へと転嫁されざるを得ない性質のものであつた。そして、争論は負担の定額化で決着したのである。また、境原村も争論の当事者になつていていることから、この一件は小峯寺の運営をめぐる住職と村側の対立という、元禄一二年の一件と共通の性格をもつ

ていたことを指摘できる。

さらに、同じ宝永六年の四月に、庄屋久四郎・肝煎与次兵衛・藤兵衛・

喜兵衛・孫市（後四者が堂座メンバー）から大庄屋に出された願書には、
①同年正月九日の小峯寺本堂での「天下泰平国家安全五穀成就之行」の際、政典が村中に相談もなく富札を売り出して大勢の人を集め、さらに先例を破って本堂以外の場所で行をしようとしたので、村方で制止し本堂で行させたこと、②政典は「物毎気促」、「心入悪敷」ため、「末寺下在々^並境原村之者共」が難儀しているので注意してほしいこと、が記されている。

総じて、政典の代には、堂座を中心とする村と、寺との対立が深刻化していたといえる。

(二) 享保一二（二七二七）年の一件

その後、享保四（一七一九）年には、小峯寺の住持が政典から彼の弟子で境原村孫左衛門の次男玄隆に交代した。その際、玄隆の後住は村方と相談した上で決める旨を記した一札が、親孫左衛門・玄隆・庄屋弥左衛門・肝煎孫市から座衆・村中に宛てて出されている。また、藩の寺社奉行所に提出した住持交代願書は、政典が差出人となり、庄屋・肝煎が奥書する形式になっている。⁽²⁵⁾

さらに、享保八年には玄隆が病死したため、座衆・村中の相談により、伊都郡中下村出身の俊乗が小峯寺に入った。この時にも、俊乗の後住を決める際は、座衆が相談して決定し、俊乗はそれに従う旨の一札が、俊

乗親喜右衛門・俊乗・中下村庄屋・肝煎から境原座衆・村中宛に出されている。⁽²⁶⁾

ところが、享保一二年一〇月に、当時の堂座メンバーたる利右衛門・与左衛門・喜兵衛・孫重郎の四人が、以下の内容の定書を作成している。⁽²⁷⁾
①小峯寺住持俊乗は、享保一一年に仁和寺「御宮様御灌頂」の祝いのため京都に行き、その際小峯寺住職継承の願いも済ませたということ、かかった費用の出金を求めてきた。②俊乗は享保八年から小峯寺に入っているが、師の政典と不仲のため、政典は未だに村方や末寺に俊乗を任職として披露しておらず、「師資相承之法流」なども伝授していない。③こうした状況なので、堂座メンバーとしては俊乗を任職することに反対なのだが、俊乗は勝手に仁和寺に継承願いを済ませ、その上小峯寺を末永く自分一己の支配下に置こう（「永々一分之支配可致」としている。堂座メンバーおよび境原村民の氏寺である小峯寺を俊乗の自由にさせるわけにはいかない。

この一件については、他の史料からさらに以下の点を指摘できる。①当時政典は病氣療養のため長期間故郷の大和国に帰っていた。⁽²⁸⁾②この一件では、村方全体が小峯寺と対立したわけではなかった。作成者不明の一札においては、自分達は「座衆役人衆」には味方しないこと、小峯寺は先祖代々の氏仏だったけれども今回その縁を切ることに、俊乗の上京費用も出金すること、などが述べられている。⁽²⁹⁾村内どの階層の、何人くらいの方が、いかなる理由で、堂座メンバーや村役人から離反したのか是非知りたいところだが、関連史料がないためこれ以上のことはわから

ない。

(三) 堂座内部の由緒争い

享保期には、小峯寺とは直接関係ないが、堂座内部で由緒をめぐる争い興味深い争論がおこっている。争論の一方の当事者は、宝永四〜五年に小峯寺と争った葛原孫市である。葛原家は、紀州徳川家初代頼宣入国の際の由緒改めにより扶持三〇石を与えられるも後召し上げられたといひ、また寛永七(一六三〇)年に九一歳(九二歳ともいひ)で死んだ孫市は御家来分、足輕格とされたともいわれる。争論の他方の当事者は、孫市の縁戚で境原村に住む孫十郎とその養父孫左衛門であり、孫左衛門が孫市の祖母の弟に当たる(孫市の叔父ともいひ)。両家とも堂座メンバーであった。

享保八年正月に、藩から「在々地士筋目、又、由緒有之者^二も当時地士^二無之尤地士をも願候者共^二、何郡何村誰との品書付出すへシ」「右地士筋又、由緒有之者共、由緒之書付・其家^二申伝候趣書付出すへし」と令されたことが争論の発端となった。藩は、在村の地士及び由緒をもち地士になりたい者を調査し、彼らに由緒を示す証拠書類の提出を命じたのである。これに応じて孫市は、同月大庄屋脇熊太郎に「葛原氏之由緒書付」を提出して、地士にしてほしい旨願ひ出ている。

次に、争論の経過を孫市側からみた史料を掲げる。

史料6⁽³¹⁾

乍恐口上書を以申上候

控へ

伊都郡境原村孫市

一去、卯正月由緒有之者、書付指上候様^二と就御尋^二、私先祖と持伝候書附等数通御座候間、写し可奉指上奉存候。然所、同村孫十郎方右書付之内所望仕度由被申候。私儀指当り返答も致不申候処再三達望被申候。孫十郎養父孫左衛門義、私祖母之弟^二御座候。我等幼少之節世話^二罷成候得^者、恩礼^二二三通^二も遣し申様^二と中嶋村円光寺・柱本村由説・細川村孫太郎被申候^二付、所持之内四通遣し申答^二御座候処、一門共申候^者、代々持伝候書物迄通^二も外へ渡させ申事成不申候。其方親助左衛門遺状仕候節、右書物第一大切^二仕紛失不仕候様^二いたし世悴千太郎(のちの孫市、引用者註)所持為致候様^二と頼置候得^者、何分^二も渡させ申間敷と申候故、去年正月十二日^二孫左衛門孫十郎方へ其段申通し候。依之本紙相渡し不申候^二付孫十郎方と相もつれ氣之毒^二奉存候得共、親遺状^二御座候名前之者共達^二相留申^二付、本紙相渡し申義難成奉存候。右之趣被為聞召分被為下候様^二被仰上可被下候、以上。

辰四月

境原村

孫市^(林消)

脇三郎左衛門殿

史料6は、享保九年四月に大庄屋脇三郎左衛門に差し出されたものである。史料6および関連史料からわかる一件の経過は、以下のようであった。孫市が自家に伝わる書付(感状など)の写しを藩に提出しようとし

たところ、孫十郎がその内の何点かをほしいと再三申し入れてきたので、孫市も四通を譲ることにした（孫市家では、以前にも所蔵の古文書の写しを承応三（一六五四）、寛文二二（一六七二）の両年に和歌山藩に提出している）。

孫市から譲られるはずの書付を主張の根拠として、享保八年正月に孫左衛門は次のように大庄屋に届け出ている。①自分の家は藤原氏で、須（隈）田・葛原・境原のいずれの姓をも名乗る。②孫左衛門の祖父孫左衛門の代までは少々の領地をもつ在地領主であった。親徳左衛門は出世を夢見て乗馬・鉄砲などの武芸に励み、真田幸村とも親交があり、大坂の陣の折秀頼から参陣を勧められたが行かなかつたという。③元和年間に隈田組（中世の隈田党の後裔）一五人が藩に召し出された時⁽³³⁾、一族の者は徳左衛門も一緒に出仕を願ひ出るよう再三勧めたが、他に望みがあつて願ひ出なかつたと、徳左衛門から聞いている。④自家はずつと小峯寺と東光寺の世話をしてきた⁽³⁴⁾。

孫左衛門親子の狙いは、孫市から譲り受けた古文書を自家に代々伝わるものだと称して、自家の由緒・筋目の証拠とすることで、藩から地士身分を獲得しようとするところにあつた⁽³⁵⁾。

ところが、孫市の一門が、みだりに書物を他へ譲つては隈田一族と紛らわしい者が新たに出現して争ひの種となるので、代々相伝の書物は一通たりとも譲つてはならないと、孫市の親の遺言を楯に反対したため、孫市は享保八年正月一二日に、一度は譲ろうとした書付だが、やはり譲れない旨孫左衛門親子に断つた。そこで、孫左衛門親子と争論になつた

のである。この一件は、少なくとも享保九年四月までは藩の郡奉行所で争われていたことがわかるが、結末は不詳である。

その後、享保一三年五月には、孫市と同一人物である葛原利右衛門喜忠が、次の趣旨を願ひ出ている。①自分の家は先年隈田組が召し出された際には先祖が病身だつたため、願ひ出なかつた。②享保八年の藩の由緒調査の際、書付を提出して地士身分にしてくれるよう願ひ出たが、以後何の音沙汰もない。③自分の家は地士にふさわしい由緒をもっているのだから、地士身分を許可してほしい。家の由緒は隈田組一統に聞いてもらえば詳しくわかる⁽³⁶⁾。

しかし、結局孫市・孫左衛門両家とも地士身分を獲得することはできなかった。

以上みたように堂座メンバーが享保期に競つて地士身分を獲得しようとした直接のきっかけは藩の地士改め・由緒調査であつたが、その背景には村内における堂座の権威低下があつたのではなからうか。元禄期から小峯寺住職が堂座の意に従わなくなり、享保一二年の一件では村人の中から堂座への離反者が現れるなど、この時期村内の特権的身分たる堂座の権威が揺らいでいたのである。こうした状況を、藩から地士身分として認められる、即ち藩から自己の特権的地位を公認されることで立て直そうとして、地士身分獲得運動が行われたと推測できる。また、この過程で孫左衛門家のように、他家に伝わる文書を譲り受けて自家の由緒を「創造」（「偽造」）する家も現われてきたのである⁽³⁷⁾。

(四) 寛保期の動向

これまでは、小峯寺をめぐる動向をみてきたが、本節では東光寺についても検討したい。前述のように、中世において、東光寺の前身たる薬師堂に堂座が存在したこと、葛原氏が薬師堂の院主職を世襲していたことが埴岡真弓氏により指摘されているが、堂座の構成員など具体的なことはわからない。一七世紀の東光寺について我々が知りうることも少ないが、寛文一二年に小峯寺の末寺となったこと、延宝五(一六七七)年に専長という住職がいたこと、元禄九(一六九六)年の「寺社御改書上ヶ帳」に「村中惣庵 御座候」、「当住阿闍梨関翁高野山行人方地藏院阿闍梨宥信弟子、十七年以前も住持仕候」との記載があること、元禄一六年の「座之者」は藤兵衛・喜兵衛・助左衛門・与二兵衛の四人で元禄一二年の小峯寺の堂座メンバーと一致すること、などは確認できる。

元文元(一七三六)年九月には、利右衛門・与左衛門(庄屋)・喜兵衛・伊兵衛の四人の「座衆」が、東光寺付属の山林(「いないは山」と新田畑を境原村の龜之助に二〇年季で小作に出し、毎年米四斗ずつを受け取ることを定めている。⁽⁴⁰⁾

また、寛保二(一七四二)年の史料には以下のように記されている。

①毎年正月八日の修正会の際には、堂座メンバーが、牛王行の支度をし「宝前 座仕」⁽⁴²⁾った。②正月一日には、「座之者共」が千巻心経を誦し「村祈禱之心経会」を務めた。③牛王木や半紙代、修正会と心経会の際の東光寺への布施や朝食代は村入用から支出してきた。④東光寺に関

しては、「堂座」四人で古来より諸事支配してきた。

こうした状況下で、寛保元(一七四一)年には、村役人・「座方」(利右衛門・与左衛門・喜兵衛・孫左衛門)と小前百姓との間で村方騒動がおこり、次のような定書が取り交わされている。

史料⁽⁴³⁾7

村中申合之事

(前略)

一 無役人棟掛近年、半棟掛^{よりカ}□□多ク掛、難儀之由候得、先年之帳面も見合半棟より多ク掛ケ不申答。

一 薬師山^井新田畑之儀、座仲間支配作徳米、年々堂寺之諸入用可致答、毎年致勘定東光寺相渡し申答。

(後略)

境原村庄屋

忠右衛門[㊦]

同村肝煎座方

喜兵衛[㊧]

同村座方

与左衛門[㊨]

同村右同

利右衛門[㊩]

同村右方

孫左衛門[㊪]

同村惣代

重郎兵衛[㊦]

同村右同

忠次郎[㊦]

同村右同

藤七[㊦]

同村右同

源兵衛[㊦]

右^者境原村中小入用^并薬師山田畑之儀^二付、異論かましき儀出来^二付、我々以異見右之通村定書仕相済申候、已上。

細川上村

市右衛門[㊦]

下上田村

多左衛門[㊦]

史料7で取り決められたのは、次の二点である。①境原村には役家と無役人の両身分があったが、小入用（村入用か）のうち無役人への棟割分が近年は半棟分より多く賦課されて無役人が困っているので、以後半棟分以上は賦課しない。②東光寺に付属する薬師山（東光寺の本尊薬師如来に因んでの命名であろう、いない場山のこと）と新田畑は「座仲間」（堂座メンバー）が管理し、作徳米は毎年勘定して東光寺の住職に渡し諸経費に当てる。なお、以下にみるように、この二つの問題は密接に関連している。

史料7の取り決めにもかかわらず、この一件は同年一二月に再燃したらしく、次の史料が残されている。

史料¹⁴⁴
8

口上覚

一伊都郡境原村東光寺本尊薬師如来俗別当堂座四人御座候。然^者前々^ら薬師修理料として字いなひば新田畑山林御座候処^二、去西ノ極月^二村之内廿四人之者共右徳米村小入用棟割へ入村割賦^二可仕して新氣成事申出シ候。右場所之義前々^ら堂座支配^二仕堂寺破損入用^二仕候故、村小入用へ入申儀不罷成と申早速大庄や殿相断置申候得共、押詰之義^二御座候故相延へ置候。右名前之者共、小入用之内銀三分宛ひかへ出不申候。

一薬師山之内溝料米^斗、前々^ら忠二郎座仲間へ斗り来申候処、去西之年シ分斗り不申候。

役家

幾右衛門 彦兵衛 忠右衛門 茂兵衛 藤七 藤二郎 助二郎

伝右衛門 忠二郎 孫三郎

無役

彦太郎 伝七 三右衛門 武右衛門 伊右衛門 又五郎 甚吉

加右衛門 源兵衛 源六 平助 平四郎 庄兵衛 長四郎

二

一毎年正月八日薬師^二五穀成就村諸祈禱之修正会仕候。往古^ら堂座之者寺へ会合仕、牛王行之支度致シ東光寺被相勤銘々四人宝前^二

座仕候。其上牛王出シ役家三本無役家式本^ツ、出シ申候処^ニ、右名前之者共牛王木持参仕座仲間へ申候^ハ、板行借シ被申候^ハ、銘々押シ可申杯と新氣成事申候へ共、往古^ハ仕来^ニ相違仕候故借シ不申候。背先格右持参り候牛王木に白紙はさ^ミ大切なる修正之行ひ^ニも当テ不申持帰り申候。

一前々^ハ牛王木百貳拾本代貳匁三分、牛王紙三帖代壹匁八分、正月八日修正会同十一日東光寺右座之者共葉師^ニ千巻心経誦誦仕、村祈禱之心経会相勤申候、右両度之東光寺布施物^一——と朝飯代年々見合^一——位、此入用村割往古^ハ入^レ来申候。

三

一葉師堂寺之儀諸事何事^ニ不寄堂座四人支配^ニ往古^ハ仕来候。諸帳面とも座方^ニ所持仕候。

一村惣躰之常式定筋座仲間立合相極メ来候。毎年五月^ニ立合惣日用定仕庄屋方へ申越村中へ触させ申候。同七月七日^ニ座仲間年行司方へ出合仕候。同九日^ニ前々^ハ道作り仕其年シ生候当才子^ニ道かりと申米五升^ツ、取中食^ニ仕、十七才^ハ上^ニて道作り仕候。其宿諸色之儀座方^ニ相極メ申遣候。夫故其子親共前日七日之朝諸事指図受け帰^リ申候。

右之通前々^ハ仕来申義相違無之、諸帳面書付等迄所持仕居申候処^ニ、去ル酉ノ春いなひ場徳米之義^ニ付座仲間と村方と出入ケ間敷相成^リ、下上田太左衛門細川市右衛門双方へ異見有之候。互^ニ相済申候。

(後 欠)

史料8は、「去酉之年シ」といった表現から、寛保元酉年の翌年寛保二年の作成と推定される。作成者は堂座メンバーであろう。この史料から次のことがわかる。①「村惣躰之常式定筋」は「座仲間」が立ち会って決めてきた。毎年五月には「惣日用」(年間の村仕事に必要な人数か)を定め、庄屋に伝えて村中に触れ出させている。②寛保元年一二月に、村内の二四人(史料8に名前が列挙されている人々)が、これまで葉師修理料に充てていた「字いなひば新田畑山林」からの徳米を村入用の内の棟割分として村人に分配するよう要求してきた。③しかし、堂座側はこの土地は昔から堂座メンバーが管理して徳米を東光寺の修理費用に充ててきたので、徳米を村入用に組み入れることはできないと返答した。④すると、二四人は村入用の一部の出金を拒否した。二四人の内訳は、役家一〇人、無役人一人であり、無役人のみならず役家層までが堂座メンバーと対立している。⑤毎年正月八日の修正会(牛王行)の際には、役家が三本、無役家が二本ずつの牛王木を持ち寄る仕来りであったが、寛保二年には、前年暮からの争論のためであろうが、村内の一部の者が「座仲間」が牛王印を押した紙を受け取らず、「座仲間」へ牛王印を貸してくれば銘々で印を押すと言ってきた。しかし、昔からの仕来りに反するので貸さなかつたところ、先例に背いて牛王印を押さず白紙のまま持ち帰った。

この争論は、小峯寺・東光寺の管理運営のみならず村政全般に強い発言力をもっていた堂座に対して、過半数の村民がおこしたもので、そこでは村入用の負担軽減とからめて東光寺に関する堂座の特権が問題とさ

れている。そして、役家・無役人を問わぬ広範な村民が堂座メンバーと対立し、この対立は修正会における牛王紙受け取り拒否にまで発展した。牛王木は、村民にとって豊作実現のための重要なシンボルだったはずだが、その受け取りを拒むほどに対立は深刻であり、堂座の宗教的権威は深く動揺していたのであった。

以上の一件と並んで、寛保二(一七四二)三(一七四三)年には、小峯寺後住をめぐる座仲間と住職との争論もおこっている。この時の座仲間は利右衛門(葛原家)・孫左衛門・亀之丞・喜兵衛の四人、住職は俊乗であった。この一件については、座仲間から大庄屋宛の口上書下書(しかも反故にされたもの)が一通残っているのみで、一件の全貌はつかめないものであるが、口上書下書で主張されているのは、以下の点である。①俊乗が寛保二年一〇月に弟子の密彦を後住にしたいと言ってきたが、密彦は若年のため見合わせた方がよいと返答した。②寛保三年八月に、また俊乗が密彦の後住の件を申し入れてきたので、どうしてもそうしたいなら、これまでの格式通り密彦の身請状を座仲間に出すよう求めたところ、俊乗は難色を示した。③俊乗は自分は身請状など差し出した覚えはなく、座仲間方にある自分の身請状は偽文書だと主張するが、これまで小峯寺歴代住職から身請状を取ってきたことに間違いはなく、俊乗の主張は心得(45)がたい。

実際、葛原家文書中には、政典・玄隆・俊乗など歴代住持の身請状の写しが残っており、座仲間が身請状を取ってきたことは事実だと思われる。また、この史料からだけでも、寛保二(一七四二)三年に、小峯寺後住決定の

主導権をめぐって、座仲間と住職との対立があったことは間違いなく読み取ることができる。

(五) 延享四(一七四七)〜寛延二(一七四九)年の一件

延享四年から寛延二年にかけて、葛原利右衛門と俊乗との間で、山林の所持権をめぐる争論がおこった。次に、利右衛門から和歌山藩寺社奉行所に提出した返答書の下書を掲げる。この史料は、関連史料から延享四年のものとして推定できる。

史料9⁽⁴⁶⁾

(端裏書)

「寺社御奉行所へ上ルひかへ 利右衛門口上

口上

一私シ代々所持仕候常神弁才天之森^ニ御座候荒神之義、此度小峯寺当住俊乗^ハ小峯寺鎮守荒神と寺社御奉行様へ申上候由^ニ付、押田金右衛門殿木下甚右衛門殿私へ御尋御座候。

此段常神弁才天之社其森場所共私先祖^ト代々所持仕候。夫^ニ付元禄年中寺社御改之節^ニも右之段書上御座候。小峯寺荒神と申^ハ右之場所^ニ無御座、外^ニ荒神之社跡小峯寺境内之内^ニ御座候。御見分之節も掛御目申候。其節被仰聞候^ハ、荒神社跡^ニ候^ハ、石居^ニ杯^ハも可有之義、左も無之と御申被成候。然共社跡屋敷跡等^ニ石居有之も無之も粗書上御座候。石居無之候^ニも社跡^ニ紛^レ無御座候。既^ニ小峯寺寺中古来、六坊有之候処、五軒^ハ、退転仕坊跡御座候。大師

堂跡も御座候。右私代々所持之常神弁才天森^二有之候。荒神、私
シ親平兵衛（一助左衛門、引用者註）申者建立仕候由申伝へ支
配仕候。小峯寺鎮守之荒神と申、無御座候。

一右常神弁財天之森其方支配申候へ共、先年小峯寺破損入用、木願
候品寺社御役所留^二も有之候。惣、寺社之義破損入用等、外寺社
山^二願候^一、不相濟事^二候由、小峯寺先年願候へ、支配之様^二被仰聞
候。

此段私其節之義不奉存候故古キ者共へ様子承合候処、貞享年中
本堂破損入用、付小峯寺と所望被致候。小峯寺義、先祖より由緒有
之寺之義、付願セ申候。右之場所、遣シ不申候義、夫故元禄九年
寺社御改之節小峯寺支配と、書上ケ不申、格別、相分り有之義、御
座候。右帳面御吟味被遊被下候、相分り可申候、以上。

境原村

正月

利右衛門

史料9および関連史料からわかる利右衛門の主張は次の通りである。

①葛原家で代々所持してきた「常神弁才天之森」にある荒神社を、俊乗
は小峯寺の鎮守荒神社だというのが、事実反する。森・荒神社とも葛原
家が先祖代々所持してきたものである。②その証拠に、貞享年間に小峯
寺では、本堂破損箇所修復のため「常神弁才天之森」の木の使用を願っ
たが、小峯寺持の森ではないため藩から許可されなかった。また、元禄
九（一六九六）年の寺社改めの際にも、同所が葛原家の所持地である旨
書き上げている。

事実、元禄九年「寺社御改書上ケ帳」には「常神 弁才天如」^{（48）}「是、古
より平兵衛領分、御座候」と記されている。また関連史料には、元禄四年ま
では、本堂修理田を「座家」四人が管理して、その収穫を普請費用に充
てていたが、政典が住職のとき修理田は寺で管理し破損箇所修繕は寺
で行いたい旨相談があったので、それを了承したとの記載があるが、史
料5では、元禄一二年にも本堂修理田は堂座で管理していたとあり、い
ずれが事実かわからない。

この争論の延享四年二月以降の経過はしばらく不明だが、寛延二年二
月に俊乗から藩の寺社奉行所に次の内容の口上書が提出された。本堂修
復のために「この神森」の神木を使いたい旨の願書を村役人に出した
ところ、庄屋孫左衛門・肝煎市右衛門は承知したが、利右衛門が反対し
ているので、彼を召し出して主張の根拠となる書類があるなら差し出す
よう命じてほしい。

以上のことから、元禄九年には葛原家の所持地であった「常神弁才天
之森」が、一八世紀半ばには小峯寺の手に渡ろうとしていたことがわか
る。

さらに、安永三（一七七四）年二月には、小峯寺住職が堂塔の破損箇
所修復のために「常神森」の木を使おうとしたとき、利右衛門の子新兵
衛が、「常神森」は自家の所持地のように聞き伝えていと述べている。
しかし、この時点では「聞伝居申候」という表現から窺えるように、延
享期と異なり自家の所持権を強硬に主張するものではなくなっている。
したがって、延享寛延の争論は俊乗に有利に決着し、森の所持権は小

峯寺に移ったのではなからうか。

この一件と並行して、「本堂丸山」(「本堂山」とも記される。古来よりの留山だったという)という小峯寺持の山をめぐっても争論が展開している。延享四年三月に俊乗がこの山の本を伐ろうとし、「別当座」(「座中間」)の三人がそれに反対したことから争論となった。そして、藩の寺社奉行所での吟味の結果、俊乗側の勝訴となった。その後寛延二年六月、堂座の孫左衛門(庄屋)・利右衛門・喜兵衛が、大庄屋に次の内容の願書を差し出している。俊乗は、本堂修復のためと称して「本堂山」の本を伐採したが、本堂の修復はせずに、伐った本は売却してしまった。この件で、俊乗を早急に吟味してほしい。

この争論の結末は不明だが、こちらの一件は「常神弁才天之森」の一件とはやや異なり、「本堂丸山」が小峯寺持であることは「別当座」・俊乗双方が認めただうえで、山の利益方法(具体的には伐木の仕方)の決定権がどちらにあるかの争いであった。そして、俊乗に決定権が認められたいことは重要である。

以上本節でみた二つの争論とも、山をめぐって俊乗と堂座メンバーが争い、俊乗に有利に決着したのであり、堂座の地位低下は一層明らかとなった。

おわりに

本稿では、一七〇一八世紀における寺(住職)・堂座・一般村民の相互

関係とその変化について検討してきたが、ここでこれまでの分析をまとめておきたい。

(1) 堂座・小峯寺・東光寺ともその起源を中世に遡ることができ、中世における具体的存在形態や、近世への移行過程はほとんど明らかにしない。

(2) 小峯寺は、戦国の兵火と太閤検地によって打撃を受け、村方の衰微もあって一六二〇年代半ば以降無住となり、堂座の管理下におかれた。この時期の小峯寺は、堂座を中心とした村持の寺だったといえる。

(3) 堂座は、中世に有力在地領主だった葛原家を含む四軒で独占され、小峯寺・東光寺の修正会などで中心的役割を果し、寺田を管理して寺の財政を掌握するとともに、村政全般に強い発言力をもっていた。境原村の村役人は庄屋・肝煎各一名だったが、内少なくとも一名は堂座メンバーが就任していた。

(4) 寛文一〇年には小峯寺に住職が復活したが、堂座・村と小峯寺との良好な関係は長くは続かなかつた。住職は、幕藩領主の本末制度整備を主体的に利用して、仁和寺の直末寺となり周辺五カ寺の本寺となることで自己の地位を高めた。小峯寺は、村にあって村や地域の住民に支えられて存在しているとともに、一方では真言宗の本末組織の一員として堂座や村からある程度独自の利害を有していた。こうしたあり方は近世の村落寺院に共通のものだが、住職の村・寺院組織との関わり方には多様性があったろう。小峯寺の場合は、仁和寺の直末寺という比較的寺格の高い寺となったにもかかわらず堂座の寺運営への発言力が強かったた

め、本寺に接近して自己の権威を高め堂座から自立しようという志向を強くもつことになったと思われる。住職が堂座や多数の村人と対抗して自己の主張を貫くためには何らかの村外の権威に頼る必要がある、その際最も頼りになるのが自己の属する社会集団たる寺院本末組織であった。

(5) 小峯寺住職の村の外を向いた(あるいは本末組織の上方を向いたと言ってもよい)姿勢は、元禄二三年以降、①後継住職の選定、②寺田・山など寺の物質的基盤の確保・運用、③仁和寺との関係強化のための費用調達、の三点をめぐって、堂座・一般村民・末寺・近隣村々との矛盾を広げた。とりわけ、①②についての堂座との対立は一八世紀前半まで度々繰り返され、最も深刻であった。①の点は、小峯寺が村(堂座)の寺か、住職の寺か、という寺の性格の根本に関わる問題であり、住職交代の度に争われた。②の点は、争論を通じて次第に住職側に有利な方向へ進んだ。

(6) 堂座メンバーは、一七世紀前半以来の寺運営における特権を維持するために、一七世紀末以降一般村民の代表という形で住職と争ってきたが、享保一二年には村人の中に離反者が現れ、寛保元(二年)には村人の過半が堂座メンバーと正面から対立するに至る。こうして、一八世紀前半には、堂座の諸特権は小峯寺住職と一般村民の双方から挟撃されて動揺・後退していく。

(7) こうした過程で、堂座メンバーの中には、地士身分という藩のお墨付きを得ることで、自己の特権的地位を維持・強化しようとする者が現れ、由緒の「創造」(「偽造」)も行われた。この動きは堂座特権の動揺

の現れだとみられるが、これによって堂座メンバーは自己の存立基盤を、村の特権的代表者の位置から、村を越えた藩公認の地士集団の構成員へと重心移動させようとしたのである。こうした方向性は小峯寺住職のそれと共通するところがあるが、堂座メンバーの地士身分獲得運動は失敗し、彼らは村を越えた社会集団に属することで住職・一般村民と対抗する道を絶たれた。

(8) 一般村民は、一七世紀には堂座の特権を認めた上で彼らに代表される受動的な存在でしかなかったが、一八世紀前半には次第に発言力を強めて、堂座の特権を大きく動揺させるに至った。

(9) 本稿で明らかにしたのは以上の諸点だが、解明できなかった点も多い。特に、一八世紀後半から一九世紀にかけての動向を史料上の制約により明らかにできなかったことは、大きな限界である。ここでは、堂座は近世後期か近代初期に解体したと思われること、東光寺は明治一二(一八七九)年には既に廃寺となっていたこと⁽⁴⁹⁾、を指摘しうるのみである。

註

(1) 竹田聰洲「民俗仏教と祖先信仰」(東京大学出版会、一九七一年、同「近世社会と仏教」(岩波講座日本歴史九 近世一)岩波書店、一九七五年、所収)などが代表的なものである。

(2) 安藤精一氏は「近世宮座の史的研究」(吉川弘文館、一九六〇年)において「一定の資格を有するもののみが宗教を中心として特権的な組織を構成しているならば、宗教史的立場は別として、社会経済史的な観点からは、かならずしもその場所が、神社であるか、寺院であるかを区別する必要を認めない」(三頁)とし

て、紀伊国を対象に寺座についても分析している。また前註(一)竹田論文をも参照。

- (3) 社会集団論については、塚田孝「社会集団をめぐる」(同「近世日本身分制の研究」兵庫部落問題研究所、一九八七年、所収)を参照。また、こうした視角から近世の村と寺の問題を扱った論考に澤博勝「近世の仏教統制と『周縁社会』」『歴史科学』一三三、一九九四年)がある。

- (4) ここでは、隈田八幡宮の祭祀について検討した高牧實「宮座と村落の史的研
究」(吉川弘文館、一九八六年)第二部第一章をあげるにとどめる。

- (5) 埴岡真弓「紀伊国隈田庄における祭祀の史的展開」(奈良女子大学史学会「寧
楽史苑」二六号、一九八一年)。ただし、埴岡氏の分析の中心は中世にあり、近
世についてはふれる所が少ない。

- (6) 葛原家文書(以下「葛」と略称)一〇三九〜四〇。

- (7) 葛一〇五六〜六〇。

- (8) 葛一〇三七〜三八。

- (9) 小峯寺は葛城山系の南端に位置し、役行者の開基と伝えられ、中世から山伏の
修行所となっていた。

- (10) 葛一〇一五〜二一。

- (11) 葛一〇〇六〜〇七、一七九三〜九四。

- (12) 政範は、元禄九年には法印権大僧都であった。葛一〇一五〜二一。

- (13) 葛一〇三五〜三六。

- (14) 葛一〇五六〜六〇。また、大桑齊「寺檀の思想」(教育社、一九七九年)一一
五頁以下では、寛文・延宝期に全国各藩で寺院改めが行われたことが述べられて
いる。丹波国山国郷でも寛文一〇年幕府代官によって本末改が行われている。前

註(一)竹田論文参照。

- (15) 葛一〇五六〜六〇。

- (16) 葛一〇〇八〜一〇。

- (17) 葛一〇二七〜二八。

- (18) 葛一〇〇六〜〇七、一七九三〜九四。

- (19) 圭室文雄「日本仏教史 近世」(吉川弘文館、一九八七年)。

- (20) 葛一〇四七〜四八。

- (21) 葛一〇九五〜九八。

- (22) 葛九八五〜九八七、一一〇六〜〇八。

- (23) 葛一〇五六〜六〇。

- (24) 葛一九六六、一九六八。

- (25) 葛九八一〜九八二、一〇四三〜四四。

- (26) 葛九七九〜九八〇。

- (27) 葛九七四〜九七六。

- (28) 葛九九〇〜九九一。

- (29) 葛九六九〜九七一。

- (30) 葛一一七三〜七六、一一八三〜八六。

- (31) 葛一一八七〜八八。

- (32) 葛一七六一〜六二、一七八四〜八七。

- (33) 和歌山藩の地士制度については、『和歌山県史 近世』(和歌山県、一九九〇年)
七六頁以下を参照。

- (34) 葛一一七九〜八二。

- (35) 葛一二八九〜九三。

- (36) 葛一八一四〜一五。

- (37) 天明二(一七八二)年三月には、中嶋村に住む葛原孫市という人物が、経済的
困窮を理由に、「姉之縁類」たる葛原平兵衛(利右衛門の次の当主であろう)に

- 葛原氏の系図と先祖より伝わる重宝類一切を譲っている。葛一七〇六〜〇七。

- (38) 葛一〇三一〜三二。

- (39) 葛一〇一五〜二一。

- (40) 葛一五五四〜五六。

- (41) 後掲史料9、葛一一二一〜二四、一七七九〜八三。

- (42) 境原村に近い伊都郡赤塚村、恋野村では現在も堂座が存続しているが、そこで
は正月初頭に村の寺院で五穀豊穰を祈る修正会が行われ、その際堂座の座衆が
牛王木(木の先を割って牛王宝印を挟んだもの)を堂前に集まった村人に配って
いた。境原村でも同様だったろうと思われる。前註(5)埴岡論文参照。

- (43) 葛一四六七〜七〇。

- (44) 葛一〇八六〜九〇。この史料は前註(5)埴岡論文で紹介・検討されている。

- (45) 葛一七〇一〜〇五。

- (46) 葛一一一三〜一六。

- (47) 葛一〇六七〜七一、一一九七〜二〇二、一七五七〜六〇。
- (48) 葛一〇二五〜二二。
- (49) 明治二二年作成の「寺院明細帳 和歌山県(三)伊都郡」(国文学研究資料館史料館所蔵)には、東光寺の記載はない。

(一橋大学社会学部 国立歴史民俗博物館共同研究員)

Early-modern Villages and Temples:
Sakaihara Village, Kii Province, as a Case Study

WATANABE Takashi

This paper examines early-modern relationships between villages and temples in the period from the mid-seventeenth to the mid-eighteenth centuries with the village of Sakaihara in the Ito district of Kii province and two Buddhist temples, Omineji and Tōkōji, located in the village, as case studies. I have adopted the perspective of early-modern society as a multilayered mixture of different social groups. Specifically, village-temple relations are studied here from different perspectives, not just from the viewpoint of the village (farmers) but from that of temples (the clergy) as well.

This approach reveals the specific movements of different groups, including 1) the chief priest of the Omineji Temple who sought to be independent from village leadership (*dōza*) by approaching a head temple, taking advantage of the shogunal and domain governments' efforts to establish a main-branch temple system; 2) the *dōza* which, acting as representative of the village, confronted the chief priest of the temple and went into decline as it gradually became alienated from the villagers in general and ultimately failed to acquire the status of *jishi* (rural warrior class); and 3) the village people in general who pulled themselves out of seventeenth-century *dōza*-led passivity and increased their voices in local affairs in the early eighteenth century.